

◎令和6年4月1日からスポーツ施設の使用料が変更となります

秋田市立体育館使用料

区 分				単位	現行料金		改定後料金		
					一般	高校生以下	一般	高校生以下	
貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用する時。	全面	1,570円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、780円)	2,350円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、1,170円)	
				全面の3分の2	1,040円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、520円)	1,570円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、780円)	
				全面の3分の1	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)	
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用する時。	全面		2,200円		3,300円	
				全面の3分の2		1,460円		2,200円	
				全面の3分の1		730円		1,100円	
			その他の催しに使用する時。	全面		4,710円		7,060円	
				全面の3分の2		3,140円		4,710円	
				全面の3分の1		1,570円		2,350円	
			入場料を徴収する場合	体育に使用する時。	全面		4,080円		6,120円
		全面の3分の2				2,720円		4,080円	
		全面の3分の1				1,360円		2,040円	
				その他の催しに使用する時。	全面		14,140円		21,210円
					全面の3分の2		9,420円		14,140円
					全面の3分の1		4,710円		7,070円
	営利を目的とする場合	全面		50,910円		76,360円			
全面の3分の2			33,940円		50,910円				
全面の3分の1			16,970円		25,450円				
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用する時。	全面	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)		
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用する時。		730円		1,090円		
			その他の催しに使用する時。		1,570円		2,350円		
	入場料を徴収する場合	体育に使用する時。	全面		1,360円		2,040円		
			全面の3分の2		4,710円		7,060円		
			全面の3分の1		16,970円		25,450円		
多目的ホール	市民が体育に使用する場合	1室1時間につき	410円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、300円)			
		その他の場合		620円		930円			
		卓球室	市民が体育に使用する場合	1室1時間につき	410円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、300円)	
その他の場合				620円		930円			
会議室				大会議室 310円		310円			
		小会議室 150円		150円					
個人使用	ジョギングコース		1回につき	100円	無料 (市民以外の者が使用するときは、50円)	150円	無料 (市民以外の者が使用するときは、70円)		
照明設備	メインアリーナ		全点灯の6分の1点灯1時間につき		440円		440円		
			サブアリーナ	一式1時間につき	530円		530円		
			多目的ホール		100円		100円		
冷房設備	卓球室		メインアリーナ		2,760円		2,760円		
			サブアリーナ		250円		250円		
			大会議室		110円		110円		
			多目的ホール		120円		120円		
			卓球室		120円		120円		
暖房設備	メインアリーナ		メインアリーナ		3,850円		3,850円		
			サブアリーナ		240円		240円		
			大会議室		100円		100円		
			多目的ホール		110円		110円		
			卓球室		110円		110円		
スポットライト				60円		60円			
フットライト				60円		60円			
手動式移動仮設席	営利を目的としない場合		1ブロック1日につき	170円		170円			
	営利を目的とする場合			5,560円		5,560円			

物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき210円を徴収する。

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

◎令和6年4月1日からスポーツ施設の使用料が変更となります

秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料

区 分				単位	現行料金		改定後料金		
					一般	高校生以下	一般	高校生以下	
貸切使用	体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)
					260円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、120円)	390円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、190円)	
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。		730円		1,090円		
			その他の催しに使用するとき。		1,570円		2,350円		
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	1,360円		2,040円				
			その他の催しに使用するとき。		4,710円		7,060円		
	営利を目的とする場合		16,970円		25,450円				
	柔道場 (茨島体育館)		210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)			
	剣道場 (茨島体育館)		210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)			
	トレーニング室 (茨島体育館)		160円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、80円)	240円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、120円)			
小体育館 (雄和体育館)		210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)				
ミーティングルーム (茨島体育館・河辺体育館・雄和南体育館)		50円		50円					
照明設備 (体育館)		一式1時間につき	530円	530円					

物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき210円を徴収する。

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

◎令和6年4月1日からスポーツ施設の使用料が変更となります

秋田市勝平屋内ゲートボール場使用料

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	310円	460円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使用 するときは、150円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使用 するときは、230円)
照明設備			100円	100円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

◎令和6年4月1日からスポーツ施設の使用料が変更となります

秋田市勝平市民グラウンド使用料

区 分		単位	現行料金		改定後料金	
			一般	高校生以下	一般	高校生以下
貸切使用	グラウンド	1時間につき	410円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円)
	照明設備		全点灯		1,250円	1,250円
			A点灯		940円	940円
			B点灯		730円	730円
			C点灯		210円	210円

備考

- 1 この表において「全点灯」とは、秋田市勝平市民グラウンド全体を照明するために、76灯を点灯することをいう。
- 2 この表において「A点灯」とは、主に野球競技に必要な範囲を照明するために、60灯を点灯することをいう。
- 3 この表において「B点灯」とは、主にサッカー競技、ラグビー競技等に必要な範囲を照明するために、48灯を点灯することをいう。
- 4 この表において「C点灯」とは、主にソフトボール競技に必要な範囲を照明するために、12灯を点灯することをいう。
- 5 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

◎令和6年4月1日からスポーツ施設の使用料が変更となります

秋田市河辺岩見三内・河辺和田・河辺戸島・雄和新波野球場使用料

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、300円）

備考

- 1 秋田市雄和新波野球場については、放送設備およびスコアボードの使用を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

◎令和6年4月1日からスポーツ施設の使用料が変更となります

秋田市スポパークかわべ使用料

区 分			単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	サッカー場	一般	1面1時間につき	1,570円	1,570円
		高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、520円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、520円）
	多目的広場	一般		410円	610円
		高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円）
個人使用	グラウンドゴルフ場	一般	1人1日につき	260円	390円
		高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

◎令和6年4月1日からスポーツ施設の使用料が変更となります

秋田市雄和花の森野球場使用料

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	620円	930円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、310円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、460円）

備考

- 1 選手控室、放送設備およびスコアボードの使用を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は 当該端数を1時間に切り上げる。

◎令和6年4月1日からスポーツ施設の使用料が変更となります

秋田市雄和花の森テニスコート使用料

区 分		単 位	現行料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	210円	310円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、100円）	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、150円）
照明設備			270円	270円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。